年総務省令第百十二号）による改正前の特別交付税に関する省令（以下「旧省令」という。）附則第十四条第一号の規定により算定した額を控除した額

二　前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号二中「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」とあるのは「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、旧省令附則第十四条第二号の規定により算定した額を控除した額

三　第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、旧省令附則第十四条第三号の規定により算定した額を控除した額

四　令和六年能登半島地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

２　令和六年度に限り、前項第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号一から三までの規定は、令和六年能登半島地震等については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額から、旧省令附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額（この場合において、同号二中「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（令和六年総務省告示第九十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件）により告示した団体及び災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が調査した団体（以下この号において「指定団体等」という。）にあつては、六八、〇〇〇円」と、「一七六、七〇〇円」とあるのは「一七六、七〇〇円（指定団体等にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八八、二〇〇円」とあるのは「八八、二〇〇円（指定団体等にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額を控除した額

三　令和六年能登半島地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

イ　震度六弱以上が観測された市町村

ロ　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

ハ　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が五パーセントを超えている市町村

二　前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの見込みの数値」と、「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」とあるのは「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」と読み替えるものとする。

三　第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、「算定の基礎となる額」とあるのは「算定の基礎となる額の見込額として総務大臣が定める額」と、「負担すべき額」とあるのは「負担すべき額の見込額として総務大臣が定める額」と読み替えるものとする。

四　第一号の県について、国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費の見込額として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

五　石川県について、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費の見込額として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

（令和六年能登半島地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「二三、五〇〇円（災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が指定する団体（以下この号において「指定団体」という。）にあつては、六八、〇〇〇円）と、「一七四、六〇〇円」とあるのは「一七四、六〇〇円（指定団体にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八七、二〇〇円」とあるのは「八七、二〇〇円（指定団体にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額。この場合において、「総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値」とあるのは「二三、五〇〇円（災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が指定する団体（以下この号において「指定団体」という。）にあつては、六八、〇〇〇円）と、「一七四、六〇〇円」とあるのは「一七四、六〇〇円（指定団体にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八七、二〇〇円」とあるのは「八七、二〇〇円（指定団体にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。

２　令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額

二　前項第一号の市町村について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費の見込額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額